

議 案 目 次

- 第 7 1 号議案 副市長の選任について
- 第 7 2 号議案 農業委員会の委員の任命について
- 第 7 3 号議案 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 第 7 4 号議案 令和 5 年度長崎市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 7 5 号議案 令和 5 年度長崎市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 7 6 号議案 令和 5 年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 7 号議案 令和 5 年度長崎市財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 8 号議案 令和 5 年度長崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 9 号議案 長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 0 号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 1 号議案 長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 2 号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例
- 第 8 3 号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 8 4 号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 8 5 号議案 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例を廃止する条例
- 第 8 6 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 8 7 号議案 工事の請負契約の締結について
- 第 8 8 号議案 訴えの提起について

- 第 8 9 号議案 財産の取得について
- 第 9 0 号議案 財産の取得について
- 第 9 1 号議案 市道路線の廃止について
- 第 1 3 号報告 令和 4 年度長崎市一般会計継続費繰越計算書
- 第 1 4 号報告 令和 4 年度長崎市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第 1 5 号報告 令和 4 年度長崎市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第 1 6 号報告 令和 4 年度長崎市土地取得特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第 1 7 号報告 令和 4 年度長崎市駐車場事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第 1 8 号報告 令和 4 年度長崎市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第 1 9 号報告 令和 4 年度長崎市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第 2 0 号報告 令和 4 年度長崎市水道事業会計予算繰越計算書
- 第 2 1 号報告 令和 4 年度長崎市下水道事業会計予算繰越計算書
- 第 2 2 号報告 専決処分の報告について
- 第 2 3 号報告 専決処分の報告について

(備考)

第 7 1 号議案から第 7 3 号議案まで 発送遅延

第 7 4 号議案から第 7 8 号議案まで及び第 1 3 号報告から第 2 1 号報告まで 別冊

第 7 9 号議案

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年長崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項中第 1 2 号を削り、第 1 3 号を第 1 2 号とし、第 1 4 号から第 1 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 市長の項中第 1 2 号を削り、第 1 3 号を第 1 2 号とし、第 1 4 号から第 3 1 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

特定不妊治療費に係る助成の廃止に伴い、同助成に関する個人番号を利用する事務及び当該事務を処理するために利用できる特定個人情報に係る規定を削除する必要があるので、この条例案を提出する。

第 8 0 号議案

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 3 年長崎市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 8 項、第 9 項の前の見出し、同項及び第 1 0 項を削る。

附則第 1 1 項中「第 1 0 項」を「前項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

国家公務員の特殊勤務手当の特例に準じて、新型コロナウイルス感染症に対処した職員の特殊勤務手当の特例を廃止したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

第 8 1 号議案

長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

長崎市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表に次のように加える。

公共施設保全基金	公共施設の保全、解体及び更新のための事業に要する経費の財源に充当する。
----------	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

公共施設の保全、解体及び更新のための事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置したいので、この条例案を提出する。

第 8 2 号議案

長崎市税条例の一部を改正する条例

長崎市税条例（昭和 2 5 年長崎市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の 1 0 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 2 5 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、省令で定めるところにより、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第26条の2第1項中「規定によって」を「規定により」に、「によって徴収する場合」を「による場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第28条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第28条の9第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、直ちに」を「直ちに、」に改め、同条第2項中「規定によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定の例によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第28条の10第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第28条の13において同じ。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第28条の14第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定の例によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及

び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

附則第6条の4第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条の2に次の1項を加える。

20 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の3中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第13条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第14条第2項中「当該初回車両番号指定」を「、当該初回車両番号指定」に改める。

附則第15条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条の10第2項並びに第26条の2第1項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第28条の2、第28条の9、第28条の10及び第28条の14の改正規定並びに附則第13条の2第4項及び附則第15条第3項の改正規定並びに次項、第5項及び第6項の規定 令和6年1月1日

(2) 第25条の3の2の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定による改正後の長崎市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の長崎市税条例（以下「新市税条例」という。）第25条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき長崎市税条例第25条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

4 新市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

5 新市税条例附則第13条の2第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 新市税条例附則第15条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和5年6月20日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 地方税法の一部が改正され、大規模の修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置が講じられたこと等に伴い、本市においても同様の措置を講じたい。
- 2 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の徴収の方法等を定める必要がある。
- 3 その他所要の整備をしたい。

第 8 3 号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（平成 1 2 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「第 2 3 6 号」を「第 2 3 8 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 2 0 8 号、第 2 0 9 号、第 2 1 4 号及び第 2 1 5 号」を「第 2 1 0 号、第 2 1 1 号、第 2 1 6 号及び第 2 1 7 号」に改める。

別表第 1 中第 2 6 3 号を第 2 6 5 号とし、第 2 1 9 号から第 2 6 2 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第 2 1 8 号中「第 2 2 1 号」を「第 2 2 3 号」に改め、同号を同表第 2 2 0 号とし、同表中第 2 1 7 号を第 2 1 9 号とし、第 2 0 9 号から第 2 1 6 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同表第 2 0 8 号

中 「

1万2,600

」 を 「

円 1万2,600

」 に改め、同号を同表第 2 1 0 号と

し、同号の前に次の 2 号を加える。

(208) マンション管理計画認定申請手数料又は認定更新申請手数料	ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを証する書類として市長が別に定めるものを添付する場合	(ア) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下「長期修繕計画」という。）の数が1である場合	1件	3,500	マンション管理適正化法第5条の3第1項又は第5条の6第1項
		(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合	1件	3,500円に1を超える長期修繕計画の数に1,500円を乗じて得た金額を加算した金額	
	イ ア以外の場合	(ア) 長期修繕計画の数が1である場合	1件	2万4,900円	
		(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合	1件	2万4,900円に1を超える長期修繕計画の数に1万4,300円を乗じて得た金額を加算した金額	
(209) マンション管理計画変更	ア マンション管理適正化法第5条の4の認定を受けた管理計画（以下「認定管理計画」という。）		1件	1万2,400円（長期修繕計画を追加す	マンション管理適正化法第

認定申請 手数料)に係る長期修繕計画の数が1 である場合		る場合にあっては、1万2,400円に当該追加する長期修繕計画の数に1万4,300円を乗じて得た金額を加算した金額)	5条の7 第1項
	イ 認定管理計画に係る長期修繕 計画の数が2以上である場合	1件	1万2,400円に1を超える長期修繕計画の数に7,100円を乗じて得た金額を加算した金額(長期修繕計画を追加する場合にあっては、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に1万4,300円を乗じて得た金額を加算した金額)	

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

令和5年6月20日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、マンションの管理に関する計画の認定申請等の手数料の額を定めたいので、こ

の条例案を提出する。

第 8 4 号議案

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

長崎市火災予防条例（昭和 3 7 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 2 第 1 項中「自動車等（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 1 0 号に規定する原動機付自転車をいう。第 1 2 号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力 2 0 0 キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては、充電ポスト

第 1 1 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第 1 1 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクター

が電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「標識の設置」の次に「（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）」を加え、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の長崎市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」とする。

令和5年6月20日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに

関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準等を見直す必要があるので、この条例案を提出する。

第 8 5 号議案

長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例を廃止する条例

長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例（平成 2 1 年長崎市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

連携中枢都市圏を形成する長与町、時津町及び本市間において、新たに地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することに伴い、長崎市地球温暖化対策実行計画協議会を廃止したいので、この条例案を提出する。

第 8 6 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 公用車駐車場等建設ほか工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1, 5 2 1, 7 8 5, 1 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで
- 5 相 手 方 西海・森美・大進特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市興善町 2 番 8 号

株式会社西海建設

代表取締役 寺 澤 孝 憲

長崎市勝山町 2 6 番地 9

株式会社森美工務店

代表取締役 安 達 健 蔵

長崎市興善町 2 番 8 号

大進建設株式会社

代表取締役 小 松 俊 一

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

公用車駐車場等建設ほか工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0

0万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

公用車駐車場等建設ほか工事の概要

1 工事場所 桜町

2 工事内容

(1) 公用車駐車場等新築工事 一式

ア 建築物の構造及び種別 鉄筋コンクリート造地下2階塔屋2階建

車 室 3

ホ ー ル 2

倉 庫 4

機 械 室 1

燃 料 保 管 庫 1

ロッカールーム 1

洗 濯 室 1

乾 燥 室 1

便 所 1

シャワー室 2

水道局倉庫 1

電 気 室 1

イ 建築物の面積 建築面積 2,073.79平方メートル

延べ面積 2,975.06平方メートル

ウ その 他 昇降機設備工事 一式

(2) 旧市庁舎別館解体工事 一式

ア 解体する建物の構造 鉄筋コンクリート造地下2階地上4階
塔屋2階建

イ 解体する建物の延べ面積 10,704.75平方メートル

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 8 7 号議案

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 長崎東公園コミュニティプール屋根ほか改修工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 2 1 6, 7 4 4, 0 0 0 円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和 6 年 5 月 3 1 日まで
- 5 相 手 方 長崎市富士見町 2 番 1 3 号
株式会社池田建築工業
代表取締役 池 田 繁 隆

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

長崎市長 鈴 木 史 朗

理 由

長崎東公園コミュニティプール屋根ほか改修工事の請負については、予定価格が 1 億 5, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

長崎東公園コミュニティプール屋根ほか改修工事の概要

- 1 工事場所 戸石町
- 2 工事内容
 - (1) 屋根改修工事 一式
 - (2) 外壁改修工事 一式

第 8 9 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名	称	数	量
イノシシ等侵入防止柵		一	式

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

農業被害及び生活環境被害の軽減を図るため、イノシシ等侵入防止柵を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

イノシシ等侵入防止柵の概要

1	ワイヤーメッシュ柵	20,500枚
2	支柱（異形棒鋼）	7,000本
3	ア　　ン　　カ　　ー	7,000本
4	結　　束　　線	60キログラム

「参 照」

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

第 9 0 号議案

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
デスクトップ型パソコン	2 1 0 台
周 辺 機 器	一 式

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

小中学校における教職員の事務の効率化を図るため、デスクトップ型パソコン及び周辺機器を購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

デスクトップ型パソコン及び周辺機器の概要

1 デスクトップ型パソコン 210台

(1) O S Windows 10 Pro

(2) C P U AMD Ryzen 5 5600G 3.9GHz

(3) メインメモリ 16GB

(4) ストレージ SSD 512GB

2 周 辺 機 器

ディスプレイ 210台

第 9 1 号議案

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
平間町 4 号線	長崎市平間町	
	長崎市平間町	
平間町 6 号線	長崎市平間町	
	長崎市平間町	
平間町 7 号線	長崎市平間町	
	長崎市平間町	
東町 4 5 号線	長崎市東町	
	長崎市東町	
東町 5 4 号線	長崎市東町	
	長崎市東町	

令和 5 年 6 月 2 0 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

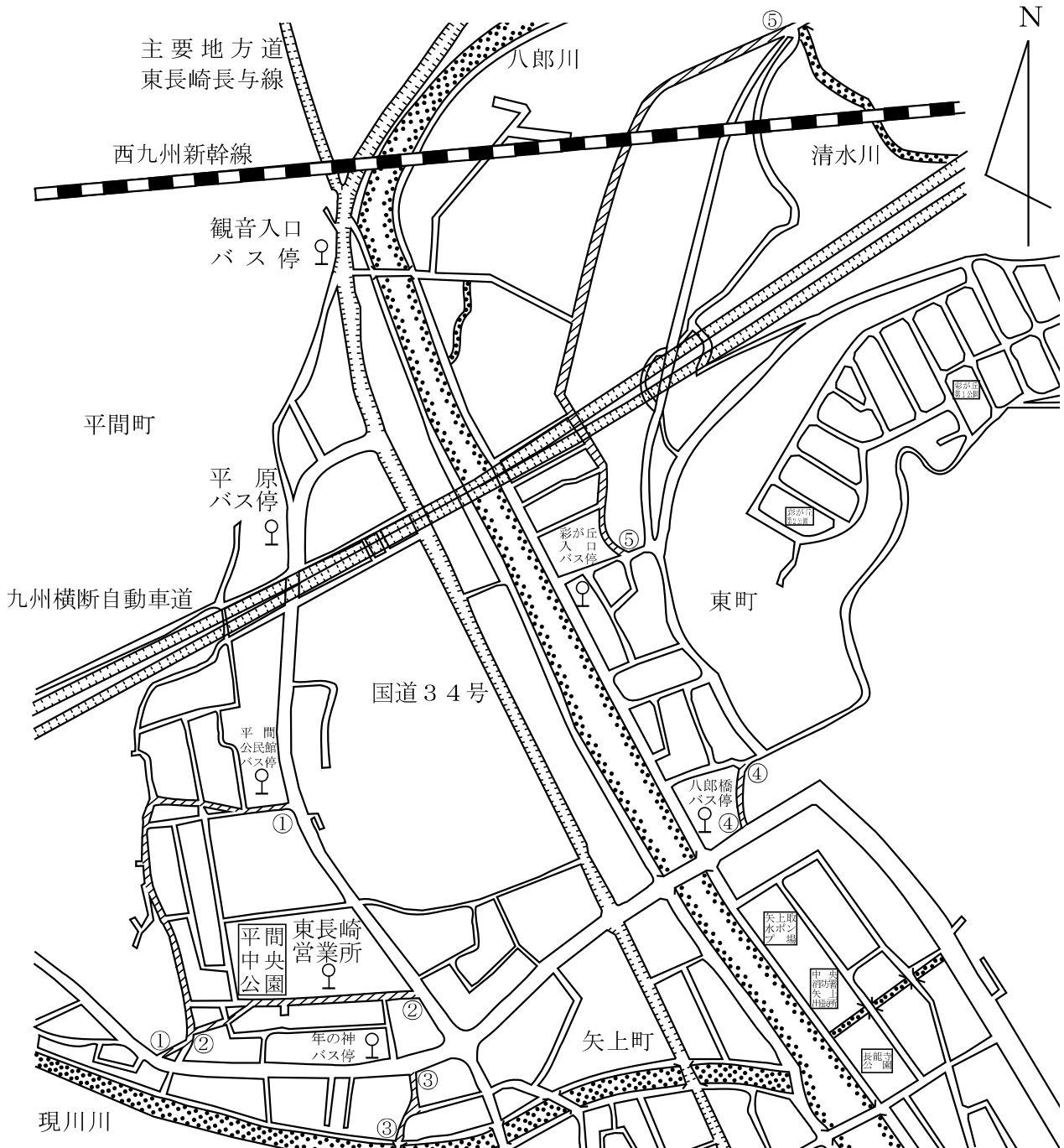
理 由

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）事業東長崎平間・東地区土地区画整理事業等に伴い、前記のとおり市道路線を廃止したいが、この廃止については、道路法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項

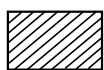
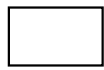
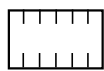

の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

市 道 路 線 廃 止 図



凡 例

-  廃止路線
-  既認定路線
-  国・県道
-  河川等

路線名対照

番号	路線名	備考	番号	路線名	備考
①	平間町4号線	廃止	④	東町45号線	廃止
②	平間町6号線	廃止	⑤	東町54号線	廃止
③	平間町7号線	廃止			

「参 照」

道路法

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合
においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 10 条第 1 項 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道
について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合におい
ては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複す
る場合においても、同様とする。

第 10 条第 3 項 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の
規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項か
ら第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃
止又は変更について、それぞれ準用する。